

平成26年度第1回練馬区いじめ等対応支援チーム

平成26年10月2日

【教育指導課長】 ご多用のところ、お集まりいただき感謝申し上げます。ただいまより平成26年度第1回いじめ等対応支援チームを開会する。

議事に入る前までの進行を教育指導課長が務める。よろしくお願いします。

それでは、次第に従って会を進行させていただく。

初めに、委員の委嘱についてだが、机上に配付している委嘱状、こちらの配付をもって交付とさせていただく。お名前の確認をお願いします。よろしいか。

続いて、委員長よりご挨拶申し上げます。

【委員長】 今、教育指導課長から話があったけれども、26年度の第1回はいじめ等対応支援チームを開催させていただく。

委員長ということで、後ほどまた進行をやらせていただきたく思っている。

今、委嘱状をお手元にご配付申し上げたが、大分メンバーも変わった。そういう意味では引き続きの皆様方、そしてまた、新しく加わっていただいた委員の皆様方、それぞれにこれから、今年度、お世話になると思うので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

このいじめ等対応支援チームについては、いじめの問題について、教育委員会としてしっかりとの方針を出し各学校のそれぞれの取組、そしてまた、教育委員会としての取組、それを同時並行的により複合して展開をしていくものであり、そのための大変重要な会議であると私どもは思っている。子供たちを取り巻く様々な問題がある中で、特にこのいじめの問題については大変重く、また深い。そして、何よりもいじめに遭った子供たちのことを考えると、深刻な事態にもなりかねない大事な課題だと思っているので、委員の皆様方、お一人お一人のいろいろな意見を出していただき、よりよい方策を皆さんで考えていただければと思っている。よろしくお願いします。

おおむね1時間半程度、予定しているので、進行についてはご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

【教育指導課長】 では、本日の会は初めての会になるので、委員の皆様の自己紹介をお願いします。本チームは、設置要綱に記載があるが、教育長を委員長、学識経験者を副委員長としている。ご了承願う。

委員から順に自己紹介をお願いします。

各委員から自己紹介

【教育指導課長】 次に本チームの趣旨説明を事務局よりお願いします。

【事務局】 では、私の方から説明させていただく。着座で失礼する。

資料1をご覧ください。練馬区いじめ等対応支援チーム設置要綱である。この設置要綱に基づき、本会が開催されているということになる。

第1条については、いじめをはじめとした学校問題について、学校と教育委員会が情報を共有するとともに、未然防止と早期解決に向けた実効性のある取組の充実を図るため、いじめ等対応支援チームを設置するということである。

第2条は、ここで(1)から(6)に書かれていることを協議してまいる。

第3条は、組織についてだが資料2をご覧くださいと思う。昨年度までのいじめ等対応支援チームは、平成24年度よりスタートしたが、今年度、組織の改編に伴い、変更点がある。左が改正前、右が改正後である。改正後の方の下線が引いてある部分、「総合教育センター」が「学校教育支援センター」に変わった。そのため、「臨床心理に識見を有する者」ということで、本年度、委員に入らせていただいている。

また、資料2の裏面をご覧ください。学校教育支援センターで学校を支援していくということから、学校教育支援センター所長も委員として加えることにした。

このような組織の変更を今年度行った。

委員については、教育委員会が委嘱または任命するという形になっている。

資料1にお戻りいただきたい。

委員の任期、そして、第5条は、委員長および副委員長である。割愛させていただく。

第6条、会議である。本会議は、委員長が招集することとなる。原則として年3回行う。また、臨時に開催する場合も必要に応じてある。

4のところをご覧ください。支援チームの会議は原則として公開とする。このことについては、また後ほど述べさせていただく。

第7条、教育委員会への報告である。ここの会で、議事、協議されたことについて、また、その結果については、教育委員会へ報告することとしている。

裏面をご覧ください。

もう一つ、いじめ等対応支援特別チームというものがある。この特別チームについては、

委員長が、いじめに関する重大案件等が発生した場合は、事実関係の調査を目的として、支援チーム、このチームの下に専門家によるいじめ等対応支援特別チームを設置することとなる。

設置要綱については以上である。

また、前回、昨年度の3月5日にこの委員会が開かれたが、その後、東京都の動き等もあり、変更等も生じたので、そのことについてもあわせてここで説明させていただく。

昨年度、本チームの意見協議により、練馬区教育委員会いじめ問題対策方針をもう少しわかりやすく改訂したほうがいいのではないかというご意見をいただいている。また、児童・生徒へのアンケート調査の毎月の実施の決定をここでさせていただいている。

今年度より各学校、毎月、アンケートに取り組んでいるところである。また、いじめ防止実践事例発表会の持ち方等に関する意見具申を昨年度本チームからいただいたところである。

資料3をご覧ください。平成25年6月28日に公布されて、同年9月28日に施行されたいじめ防止対策推進法の概要である。既に練馬区教育委員会のいじめ等対応支援チームのいじめ問題対策方針には反映させているところである。このことについては、また後ほど述べさせていただく。

次に資料4である。東京都いじめ防止対策推進条例が、平成26年7月10日に公布されて、同年8月1日より施行された。こちらにも目的およびいじめの定義が規定されている。先ほど資料3で述べたいじめ防止対策推進法のいじめについての定義は、基本的には同じことが述べられている。若干、文言を「児童等」だけで終わらせているというところはあるが、基本的には同じである。

また、資料4の裏面をご覧ください。東京都のこの条例においては、第4条「いじめの禁止」ということをうたっている。児童等は、いじめを行ってはならないということを確認に規定している。

また、都の責務として、第5条に、区市町村並びにいじめの防止等に関する機関および団体と連携して、いじめの防止等のための対策を策定し、総合的かつ効果的に推進する責務を有するということが述べられている。

さらに、第6条には、学校の設置者の責務として、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有するということが述べられている。

次に資料5である。こちらについては、東京都いじめ防止対策推進基本方針が、先ほどの条例の公布された同日に示されている。こちらについては、基本的には国のものを受けて策定しているところが見られるかと、事務局では捉えている。

このような東京都の流れや国の流れがあった。このような動きを踏まえ、今回開会をさせていただいているということである。

事務局からはまず以上である。

【教育指導課長】ただいまの説明、こちらについて何かご質問等あるだろうか。非常に資料が多岐にわたっているので、ご質問等あったら議事の中でもご質問いただけたらと思う。

続いて、説明の中にあつた本会の公開について事務局から説明をお願いします。

【事務局】練馬区では付属機関等の会議については原則公開としている。具体的には、会議の傍聴を認める。会議における資料を公開する。会議録を公開するというものである。

なお、会議録の公開については、各委員に記録をお渡しし、内容をご確認いただいたうえで区のホームページで公開したいと考えている。ただし、先ほど設置要綱の第6条で述べたとおり、当支援チームが必要と決定した時は非公開とすることができるということである。

以上である。

【教育指導課長】ただいま説明あつたが、よろしいだろうか。

【委員長】今日の傍聴はいないか。

【教育指導課長】今のところ傍聴者はいない。

それでは、これより議事に入る。

ここから委員長が進行を務める。よろしくをお願いします。

【委員長】それでは、よろしくをお願いします。

初めに、(1)練馬区いじめ問題対策方針について、協議を進めてまいります。

昨年の9月28日にいじめ防止対策法の法律が施行されて、この法律に基づいて、いじめ防止等のための基本的な方針が示されたわけである。練馬区教育委員会では、平成26年3月5日に開かれたこの支援チームの話し合いを受けて、4月10日に方針を改訂した。さらに翌11日に学校の取組目標について、教育委員会より学校に示させていただいたところである。

この経緯や概要について資料が提出されているので、事務局より説明をお願いします。

【事務局】それでは、資料6をご覧ください。練馬区教育委員会いじめ問題対策方

針（改訂版）である。

昨年度、3月5日のこの会において提出をさせていただいた対策方針については、非常に詳細な部分まで示されて厚いものになっていた。委員の方から、分かりにくいのではないかと、もう少し絞って、学校に何を示すのか、区として何をするのが分かりやすいようにした方がいいのではないかと意見をいただき、まず資料6にある改訂版を策定した。改訂版の方をご覧いただきたい。

まず冒頭部分については、いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために見直しを図ったということである。つまり、法を受けて改訂を行った。

まず第1に、練馬区の基本姿勢である。

いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である。また、いじめは、どの児童・生徒にも、どの学校（園）においても起こり得るとの認識に立ち、いじめが発生した場合には、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い組織で対応する。こちらが基本姿勢である。

第2として対策方針の基本的な考え方を3点述べている。

第1に、管理職をはじめとする全教職員がいじめに対する「危機意識」「当事者意識」を常にもつということ。児童・生徒を守ることができるのは、第一義に学校（園）であるとの強い決意と高い指導力で日々の指導にあたるということである。

第2に、いじめの未然防止・早期発見に向け、校（園）種間の連携や相談体制、保護者や地域への啓発など、従来から行っている取組内容を見直し、いじめ重大事件を教訓として児童・生徒の特性を踏まえた実効性のある取組とするということである。

第3に、いじめ問題の早期解決に向け、学校（園）と教育委員会との連携を強化するとともに、学識経験者や専門家を含めた第三者の意見を取り入れる仕組みを整え、関係機関との連携を深めるというものである。

項目立てとしては2ページをご覧いただきたい。2ページから4ページまでに教育委員会の取組を大きく8点に分けて示している。

（1）として、いじめの防止等のための組織等の設置ということである。このいじめ等対応支援チームの設置、また、先ほどお話しした、重大事態が発生した場合の特別支援チームの設置ということがここに示されている。

（2）としては、いじめの的確な実際把握・分析活用である。定期的ないじめの実態調

査を各学校で実施していただいたものを基に、こちらで分析をしまいる。

また、インターネット上のいじめに関する情報把握および理解促進については、東京都教育委員会との連携を踏まえて、継続的に実施していくところである。

(3)は、学校(園)・教職員への指導・助言である。大きく6点ある。

第1に、教職員研修の実施。第2に、情報共有。3ページに移る。第3に、いじめ相談の窓口の周知。第4に、集団づくり・人間関係づくりに向けた支援。第5に、重大事態への対処。第6に、学校におけるいじめの防止等の取組の点検である。

大きな4つ目としては、児童・生徒への働きかけである。後ほど、協議の3点目でお話をさせていただくが、いじめ一掃プロジェクトを通じた指導ということがある。

4ページに移る。小学校第5学年、中学校第2学年および保護者を対象として行っている情報モラル講習会を充実するということである。

大きな5点目としては、保護者・地域との連携強化および啓発の促進である。

保護者・地域と一体となったいじめ解消に向けた取組の実施ということで、「いじめ防止実践事例発表会」というものを行っている。また、教育だよりやポスター等を活用した積極的な情報発信を行っている。昨年度は、いじめ一掃プロジェクトでシンボルマークを作成した。その優秀賞、最優秀賞の作品をポスターにして各学校に配っているところである。また、3点目として、学校(園)内外の関係者からの幅広い情報収集を行っていくということである。

6つ目としては、いじめ改善に向けた制度の運用である。

さらに、就学前教育への支援、そして、関係機関との連携強化である。

5ページには、大きな項目の4として、学校(園)の取組を示している。

特に第1の学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置である。既に各学校では、学校いじめ防止基本方針を全校で策定している。

このことについては、資料7をご覧ください。この「練馬区教育委員会いじめ問題対策方針」改訂版を受けて、これに基づく学校(園)の取組目標についてということで、この方針に基づいて詳細に示したものである。資料7を見ていただくと、例えば2ページ、3学校(園)の取組というところをご覧くださいと思う。学校は、この取組目標を参考に学校いじめ防止基本方針の策定をし、策定したものを学校のホームページ等で公開したり、保護者会で紙面にして配付したりする。

さらに、組織の設置を方針に示してある。既存の組織等も活用しながらこのいじめ等の

組織を設置しているということである。設置については、全ての学校で設置が終わったということである。

これらのことで、資料7は資料6に基づいて、学校への取組に基づいて策定をしているということである。資料6の5ページに戻らせていただきたい。

学校(園)の取組としては、いじめの防止ということである。

まず第1に、教育活動全体を通じて豊かな心を育成するということ。

また、児童・生徒の主体的な活動の促進ということである。実際、事例報告会でも、児童・生徒の発表、このようなところの取組を行っているということがやはり他の児童・生徒に大きな影響を与えるというような報告をいただいているということである。

また、3つ目として、教職員の指導力の向上である。例えばいじめ問題に対する正しい理解、また、カウンセリング能力の向上に努めるということ。さらに、情報モラルに関する指導力の向上といったところも示してある。

6ページである。学校の取組として大きな3点目は、いじめの早期発見・早期対応である。冒頭申し上げたが、月に1回のアンケート調査によって把握する。また、教育相談体制の充実については、教育委員会としては、学校教育支援センターが教育相談の一元化を担うといったところと、学校の教育相談機能が、いつも学校教育支援センターと情報連携がとれるといった体制も整えているところである。そのような中で、東京都で配置しているスクールカウンセラーが、小学校5年生、中学校1年生の全員面接ということを既に行なった。

また3番として、保護者・地域との連携強化および啓発の促進ということがある。

さらに、大きな4番として、いじめへの対処がある。いじめられる側の児童・生徒への支援、また、いじめる側の児童・生徒への実効性のある指導、そして、いじめの周囲の、児童・生徒の心理を把握した指導というところで、これはいじめの構造を捉えた上での示し方になっている。

7ページは、学校組織全体でのいじめへの対処である。いじめに遭っている子供の担任が1人で対処するだけではなくて、組織で対応するということである。

さらに、5番目としては、重大事態への対処である。この重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会へ報告するとともに、当該重大事態への同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、質問紙票の使用その他の適切な方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。そして、明らかになった事実関係について、教育委員会へ

の報告、また、教育委員会が求める資料の提供や調査に協力するということである。さらに、些細と思われるいじめでも、継続反復すれば重大事態になるという共通理解を図るということである。

さらに、大きな6点目として、インターネット上のいじめへの対応がある。こちらについては、早期対応ということが求められる。例えば書き込み等に関しては、削除依頼を掲載サイト運営会社への要請ということがある。さらに、いじめる側の保護者への指導については、事実を説明し、指導内容を報告するといったこともある。さらに情報提供等も行っていくということである。

最後に8ページである。こちらについては、校(園)種間の連携、関係機関との一層の強化である。先ほどお話ししたとおり、学校教育支援センターにおける教育相談室や適応指導教室、子ども家庭支援センター、学童クラブや児童館、児童相談所、福祉や医療機関および警察等の情報共有を継続的に行っていくということである。

最後に大きな5番目としては、学校におけるいじめの防止等の取組の点検である。特に学校いじめ防止基本方針を今年度策定した。現在その実行をしているところであるが、年度末に当たっては、評価することが必要かと思う。

また、定期的ないじめに関する調査および学校評価の部分が示してある。これらに基づいて資料7を先ほどお示ししたとおり、取組目標を策定した。その策定に当たっては、学校の取組を具現化したというように捉えていただければと思う。

事務局からは以上である。

【委員長】 4月10日にこの改訂版を作成し、各学校にはお配りをしている中身である。先ほども事務局から話があったように前回の3月に行われたこの対応支援チームの中で出たご意見を踏まえて、冊子を1つ作成したが、中身がなかなか難しかった。そこで俯瞰できるような形のものと具体的な取組目標がわかるような形でまとめてつくったものである。

こういう対策方針だとか取組目標というのは、作って満足してしまいがちだが、問題はこれをいかに日々の教育の中で、あるいは教育委員会もそうだが、行政の中で実践をしていくかということが大事である。それらも含めて学校現場でのあり方も含めてご意見をいただければと思う。よろしく願います。何かご意見ないだろうか。

【委員】 いじめはここまで進んでいるのだなと受け取っている。いじめを学校側がまず優先的に見つけて対処するということだが、保護者の存在があまり見えない。私は、親が1日のうちに子供と何回も顔を合わせているので、いじめに遭っているとか、今日何かあ

ったのかということはまず親が察知し、親が学校に連絡するというふうに思っていた。この中にあまり保護者のことも書いてなく、何かあった場合に、学校がいじめた児童・生徒の親に説明をするところがあったので、それでは遅いと感じる。

いじめの現状を一般の保護者向けにも周知したほうがいいと思う。情報モラル講習とか、セーフティ教室を開催しているのだが、何度声をかけても本当に数人しか出席しないので、いじめのことをもっと親に身近な問題であるという認識を高める必要がある。今、危険ドラッグはすごく言われているが、いじめの問題に関してはあまり保護者に周知されていないので、その点を組み入れていただくと、何か違うものができ上がるというふうに感じた。

【委員長】 ありがとう。大変たくさんのご意見をいただいた。

では、委員に聞いていいか。

【委員】 今、委員もおっしゃった、やはり保護者が見えていないと感じている。今、保護者も共働きが多くなり、働き方が多様になっていっているので、土曜日・日曜日に、親御さんがいないという家庭も少なくない。そういったところをどう見るか。これは教育委員会、学校が不可欠だと思うのだが、家庭と地域での協力などの周知徹底も必要だと思う。

先日、小P連の宿泊研修でもSNSの使い方、LINEおよびインターネットの話が分科会で出た。このことについては、学校ではなくて、家庭の教育とかけつけの範疇であるという話もあった。この点が反映されるとよりよいものができ、あるいは保護者の関心が深くなるのではないかと感じた。

以上である。

【委員長】 議会では、今、議員から教育に対する質問の中で、インターネット、携帯、スマホ、LINE等を使ったいじめの問題が深く潜行してしまっているのではないかと、表になかなかあらわれてこないが、深刻な事態になっているのではないかと問題提起がある。

これに対して、何ができるのだろうか。おそらく学校だけの対応ではとても対応できないだろうと思う。まさに保護者の皆さん方と一緒にやっていかないと解決しない問題だと思う。

そういう意味では、その保護者のかかわり方、あるいは場合によっては協力というものを、策定方針の中に明確に位置づけるべきではないかというご指摘だったと思う。

何か事務局、あるか。特にいいか。

【事務局】 ネットいじめについては、また後ほどご説明をさせていただきたいと思っているところである。

【委員長】 では、学校はどうか。校長、お二方、ちょっと一言お願いしたい。

【委員】 資料8より、いじめの認知件数が増えてきたという、これは調査を始めてからどんどん増えてきているが、実際には変わらないと思いながら見ている。

特に、中学校は減っているのだが、小学校は増えているということもあるものだから、深刻な問題である。やはり、インターネット等に関するいじめは、我々、教員の中で見えない部分であり、一番把握しづらい。表立ってけんかしたとか、暴言を吐いたとか、そういったのは分かるが、そののところにやはり目を向けていかななくてはいけない。そういった意味では、本当に定期的な調査をするというのは必要なことである。毎月やるのか。

【事務局】 そうである。

【委員】 それもまた教員の側に立つと、そこまでやるの、という先生方もいる。やはりそういう感覚のずれがあるので、意思統一した形で実施できるとよいと思う。

もう一つは、昨年度、5年生を対象にスクールカウンセラーとの相談を個々にやってくださいという通知があったが、時間設定が大変難しいという問題があった。学校によってはグループで実施したり、給食時間、掃除時間などの時間をうまく使いながらやったりした。放課後は、他の学年や保護者の相談者がいて、ちょっとした課題として浮かび上がった。以上である。

【委員長】 ありがとう。

では、委員。その改訂版と学校の取り組み目標はどんなものか。

【委員】 私どもは職員会議等で、この改訂版の方を職員に配って周知しているところであるが、このように文字で並べられていると、教職員の中では、これをよく読んで、内容を理解して実際の、具体的な動きにしていこうというのはなかなか難しいところがある。生活指導の委員会が中心になって、いろんな具体的な取組を進めていくところだが、子供や教職員、保護者が本気で取り組むよう、全体にどれだけ浸透させることができるのかという大きな課題だと捉えている。

あとは、東京都の方のいじめ防止対策推進基本方針が7月10日に出たが、それよりも先駆けて練馬区は、このような基本方針を立て対応しているところである。私も整合性を見てきたが、しっかりと捉えられている。練馬区の取り組みがいち早くできたことについて、頼もしく感じると同様にありがたく思っているところである。

私の方は以上である。

【委員長】 ありがとう。

委員、いかがか。実際、生活指導をやって、ふだん子供たちと接している中で、この問題についてどう感じるか。

【委員】 本校でも、学校いじめ防止基本方針を策定しているが、この練馬区の対策方針に関しては、これを基に作成させていただいた。だから、学校としてはこの練馬区の対策方針がベースであり非常に頼りになっている。

今お話にもあったように、やはり保護者の方の視点というのは、やはり学校側としてもここに組み込んでいくという視点がなかった。この点をどのように対応していこうかと考えてみたが、例えば、ネット上のいじめの問題の場合、いじめが発生した場合、ネットにかかわるのはやはり保護者の方にも協力をいただかなければいけない。

そうなった時にどうしても保護者の方との連絡を取り合うというのがやはり後手になってしまうのである。事後指導という形で、今後こうしていこうというような話にしかならないので、そこを確かに保護者の方や地域の方も含めて、未然に防止ができるような何か取組がないかなと考えていた。なかなか今すぐに思いつかないが、そんなことを思っていた。

【委員長】 ありがとう。

委員からご意見をいただきたい。

【委員】 教育相談の活動の中では、実際にいじめられたお子さんの傷つきのケアということも非常に大事だが、そのことを知った保護者の方もショックである。悲しみへの支援、受け皿になることがとても大事だと日々感じる。

子どもは年齢が少しずつ上がっていくと、保護者に心配かけたくないという気持ちが生まれたり、いじめられているということを人に話すこと、相談することが恥ずかしいことだと感じたりするものである。資料8からも、だれにも相談していないというようなお子さんたちもいると読み取れる。だから子供たちには、SOSを出すということがとても大事であることもぜひ知っていただけるような機会が欲しいと思う。

【委員長】 ありがとう。

では、副委員長、総括的に感想をいただければと思うが、いかがだろうか。

【副委員長】 大変すっきりしている。先ほどおっしゃったように、文字で伝えてもなかなか伝わらないが、限界まで頑張って、何か姿勢が伝わってきた。

【委員長】 ありがとう。

では、先ほど冒頭、私からも申し上げたが、でき具合の善し悪しは、実践して、実際にこれはいじめ防止に役立つということで初めて意義があるわけである。今日、保護者の皆様方のかかわり方や取り組み方についてのご意見など色々いただいた。ぜひ事務局におかれては、ご意見を参考にして、またこれをさらにブラッシュアップしていただいて、実効性のあるものにしていただければと思う。

【委員】 すまない。ちょっとよろしいか。

【委員長】 どうぞ。

【委員】 細かいことで、1つは、「学校(園)」とすぐ略して、「学校、幼稚園」で、「以下、学校(園)」とやっておいてあげないと、幼稚園の位置付けがなくなってしまう。

もう一点は、2ページのところでちょっと確認をしたいのだが、いじめ等対応支援特別チームの「調査を行ったときはその結果を教育委員会に報告する」とあるので、資料7には、「教育委員会」と入れたほうが良いと思う。それから、この報告を対外的に行う場合、いじめ等対応支援特別チームは、この支援チームの下に置かれているが、この特別支援チームが独自で対外的に報告が行えると書いてある。それでよろしいのか。

【委員長】 これについて何かあるか。特にないか。これは前どうなっていたか。

【事務局】 以前もそのままの記載だったと。

【委員】 要するに、対外的に報告するのはどこが担うべきかと思い質問した。

【事務局】 委員長、よろしいだろうか。

【委員長】 どうぞ。

【事務局】 以前は、そのまま調査を行った時は、その結果を報告するという形で示していた。ここについてはもう一度検討させていただければと思う。

【委員長】 分かった。

【委員長】 委員、よろしいか。

【委員】 はい。

【委員長】 今、いろいろな委員から、資料の8の実際のいじめの状況に言及された委員もいらっちゃった。おそらく関心のあるところだと思うので、これは次第でいうと、次の議事の(2)練馬区立小中学校におけるいじめの状況についてということで、資料8、9か。

【事務局】 10もである。8、9、10と。

【委員長】 この3つの資料のご説明をしていただいて、いろいろなご意見とかご質問、戻っていただいても結構であるので、とりあえず資料の説明をさせていただきたいと思う。よろしく願います。

【事務局】 資料8をご覧いただきたい。これは平成25年度 練馬区におけるいじめの状況であり、平成25年度児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査を毎年行っている。これは文部科学省が行っている調査である。

まずいじめの状況である。先ほど委員から話があったとおり、平成25年度は、平成24年度と比較し、小学校は5件増。中学校に関しては、減少という形になっている。また、平成23年度から平成24年度で一気にいじめが増加しているが、ここには調査にアンケートが入った。このアンケートが入ったことにより大幅増になっている。

続いて、(2)である。いじめ認知件数の学年別内訳である。

例えば平成24年度の小学校の2年生をご覧いただきたい。平成24年度の2年生は10件であった。これが平成25年度、3年生に進級しているわけだが、43件に増となった。ただ、同じお子さんかどうかはまた違うが、学年が上がって変化する。その見方でいくと、小学校の平成24年度の6年生が73件。中学校の1年生の平成25年度は113件となっている。中学校に関しては、平成24年度の1年生が124件であったのが、2年生になると、平成25年では69件という形になっている。つまり、中学校1年生を頂点として、山形のような形になっているというのがこの調査から見て取れる。

続いて、(3)である。いじめの現在の状況である。これは25年度末時点である。小学校で276件、中学校で233件のいじめがあったとの報告だが、解消しているものが一番上に載っている。小学校は276件のうち、239件、86.6%が解消。中学校は、214件、91%が解消という報告である。また、解消に向けて取り組み中ということが小学校では15件、中学校では7件あった。このことについては、平成26年度になってからも継続して学校に聞き取り調査を行った。その後、現在では19件が解消していると。全部で小中あわせて22件あったが、そのうちの19件は解消しているという報告を学校からいただいているところである。なお、残りの3件については、継続して指導中ということになっている。

さらに、(4)いじめの発見のきっかけである。「学校の教職員がいじめを発見した」というところのトータル数である。小学校130件、中学校155件となっている。内訳については、「アンケート調査」が昨年度に引き続きやはり一番多くなっているところである。

「学校の教職員以外からの情報によりいじめを発見」ということについては、顕著なところでは小学校の内訳で「当該児童・生徒本人の保護者からの訴え」ということが、平成24年度は28件であったのが40件に伸びているということである。また、「保護者、本人の保護者を除くところから」については、「別の保護者からの情報」で9件が24件に増加しているということもある。

中学校においては、大きな変動はあまりないというところはあるが、「本人からの訴え」は若干減っている。保護者の方から直接的に、また、周りにいる保護者の方からも情報を得られているということが見て取れる。

続いて3ページをご覧ください。いじめの態様についてである。平成24年度と25年度を比較して変化のあったところは、まず小学校では、「冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」は、平成23～25年度と増加している傾向にある。中学校に関しては、24年度～25年度にかけて減少している。

さらに、小学校においては、「ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする」が5件から12件となり、直接的な暴力の部分が増加した。「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする」ということが4件から13件に増加傾向にある。

さらに、「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる」が、中学校においては平成24年度～25年度にかけて5件増加して、12件である。ただ、教育委員会として、事務局としては、もっと潜在的にあると捉えている。今後、調査が必要と認識している。

続いて、(6)である。いじめられた児童・生徒の相談の状況である。大きく変化のあったのは、小学校で「学級担任以外の教職員に相談」が、平成24年度11件であったのが32件に増加した。つまり、それまでは「担任のところに相談」という項目があったが、組織的な取り組みが功を奏してきたあらわれと捉えている。

また、「学校以外の相談機関に相談」は、小学校では1件から11件に増加している。電話相談やメール等も含むということである。子供たちにはこのようないじめ相談の窓口の連絡先が記入されたクリアファイルを配っているということをして昨年からは実施しているところである。こういったところもひとつ効果としてあるかと思う。

また、中学校を見ると、24年度から25年度、大きく変わっているところが、「保護者や家族等に相談」というのが倍以上になった。そして、「友人に相談」も6件から43件と大きく数が増加している。「だれにも相談していない」が、先ほど委員からそういう子たちもまだいるというご指摘もいただいたが、件数としては、相談していない子たちが減って

きたと状況にはある。一方、小学校は増えている。この点はちょっと小学校と中学校の差が出てきていると捉えている。

資料8については以上である。

続いて、資料9についてである。こちらは平成26年度に全国学力・学習状況調査における児童・生徒質問調査に、児童・生徒の携帯電話やスマートフォンの所持の状況について問う項目があったので、抜粋してお持ちした。

持っていないと答えているというところから、逆に持っているのがこちらの割合だろうという捉えをしている。小学校6年生については、練馬区は持っていないが37.7%、全国は46.3%ある状況からすると、全国から比較すると、逆に、持っている子は増えている。ただ、東京都全体と比較すると若干下回っている。

中学3年生は、持っていない割合は18.5%ということで、持っている割合が81.5%となっている。つまり、学級のうち8割の子が携帯電話、スマートフォンを所持している。東京都全体で見ると若干下回っているが、80%を超えているというところから見ると、多くの子が持っている。

なお、この調査については、今年度追加されたものであって、経年変化等は比較できていない。

続いて、資料10である。練馬区版 いじめ対応のポイントである。こちらについては、(案)と示させていただいているのは、昨年度も各学校にこの対応のポイントを配付している。冒頭にお話をした国や都の方針等もできたこと等を踏まえ、やはり変更していかなければならない。また、データ等も新しくしていく必要があり変更してきたところである。

まず、1番に、練馬区におけるいじめ対応の基本姿勢と現状については、先ほどお話をさせていただいているところと重なる。

なお、いじめのグラフのところについては、認知件数、そして、練馬区においての24年度、25年度末までに解消した割合を示してあり、そして、分析について示したところである。

2番にいじめに対する指導についてということである。これは平成23年10月に発生した大津市の事件を受けて策定をしたもので、大きな変更はない。ただ、「いじめを発見した児童・生徒が教員や保護者、周りの大人に知らせていない」ことが多い。教員が一人で抱え込み、学校が組織的な対応をしていない。学校が警察や関係諸機関と連携できていないといったところについて、東京都教育委員会は、いじめ問題に対応できる力を育てるた

めに「いじめ防止教育プログラム」というのを出している。これは各学校、教員に配っている。

さらに3番として、いじめ発見のポイントである。このような状態が表情・態度、身体・服装、持ち物・金銭、言葉・行動、遊び・友人関係、教師との関係から見られる点について、教師のアンテナを高くして、子供たちを見ていくということである。

最後、4番である。いじめ対応で学校として徹底することで、先ほどお示しした練馬区教育委員会いじめ問題対策方針、改訂版から項目を示している。

今後さらに検討を加え、学校に配付をしていきたいと考えている。ぜひ委員の皆様から貴重なご意見をいただければ、こちらに反映させていきたいと考えている。

資料の説明については以上である。よろしく願います。

【委員】 1点、訂正があって、今の資料10の右のほうの練馬区においての平成24・25年度末までの解消した割合、棒グラフがあるが、これは数値が間違っていて、平成25年度の小学校は86.6、そして、平成24年度の中学校、67.5になっているが、これは91.8の間違いである。

【委員長】 表に合わせると。

【委員】 同じである。

【事務局】 失礼した。資料8の2ページのところに合わせて書く必要があった。

【委員】 91.8で同じである。24年度、25年度と。

【委員長】 今のから見ると、その下であって、平成24年度のいじめ解消率、88.4%に対してと、これは何の数字か。

【委員】 小中あわせてということである。

【委員長】 それは書いておいたほうがいい。

【委員】 はい。

【委員長】 資料の説明は以上であるが、特に資料8が実態を報告しているわけである。また、資料9では、話題になっている携帯やスマートフォンの所持率の資料が出たということで、いろいろと議論をいただきたいと思うが、とりあえずこの資料について何かご質問はあるか。

先ほど委員から、いじめられている子供たちの心理について、ふだんいじめられている子供たちへの対応をしている中で感じたことと、ここに現れた数字とのギャップについて、あるいはご意見でも結構だが、何か気が付いたことがあれば教えていただければと思う。

【委員】 子供たちにとっては、学校の先生だったり、保護者だったり、自分が身近に感じていて、安心できて、お話できているということがいいと思う。

【委員長】 ただ「だれにも相談していない」というケースが実際は多いと感じると、先ほどおっしゃっていたような気がしたが。

委員、これを見てどうか。実態とお感じになってらっしゃる感覚を比べるとどうか。

【委員】 うまく我々が把握できるならば、指導していくうえでお話ができるので、解消に向かうことは多くなると思う。やはり問題は表出せず、把握できないところが難しいと思う。

【委員長】 この「解消」という言葉だが、各学校で認識は同じだろうか。

【委員】 「解消」は、子供たち本人同士、謝ったり、それを受け入れたり、了解したりして、その後も人間関係を見て、継続してないかどうかということで解消ということになる。やはりその後の関係から、まだ注意を払っていく必要があるというものは、「一定の」というような区分とはなっている。

【委員】 質問してよろしいか。

【委員長】 どうぞ。

【委員】 いじめの現在の状況で、他校への転学、退学等というのがあるのだが、件数としては多くないが、これはどちら側が転学、退学をしたという数字なのだろうか。

【委員長】 事務局、分かるか。

【事務局】 はい。委員長、事務局である。被害者側である。

【委員長】 残念ながらそういう事例はある。

【委員】 1点だけよろしいか。

【委員長】 どうぞ。

【委員】 資料8の3ページの(6)「相談の状況」で、保護者のことばかり話して申し訳ないが、もっとコミュニケーションがとれているかどうか、というところがあったが、「保護者や家族などに相談」、「友人に相談する」ということは、親子の間でうまくコミュニケーションがとれているというふうに捉えていいのかと思う。

私事になるのだが、実は私の子供もネットに書き込みをされたことがある。名前はなかったが、私に「これ、明らかに僕のことだよ」というので、読んでみて、さてどうしようと思った時に、いきなり学校の先生に言うのもどうなのかなと思った。とりあえず書き込んだ子が分かっているのなら、その子に明日、話をして、「こういうことはやめてほしい」

と伝えなさいと息子に話した。それでダメなら、学校の先生に話をした方がいいと指示を出した。たまたまその相手の親御さんは、私がよく知っている人だったので、「話をしたけど、聞いてもらえなかったよ」と息子が言うので、お母さん同士で解決した。

昔は何か嫌なことを言われたり、されたりして、何か仕返ししてやるという感じで、見えるいじめだったのだが、現在はネットに書き込みをすることをいじめとっていない子供もすごく多く、相手の子や親たちがいじめだと言っているだけで、何か別にいじめではないと捉える子が結構いる。この点が難しいと思った。そんな話も子供から聞いたことがある。いじめるつもりでやっていない認識もある。

【委員長】 今日インターネットの問題、スマホの問題や携帯の問題は結構やはり見えにくいという、いじめの問題を考えると、大きな問題になっているというのが浮き彫りになっているような感じである。後ほどまた触れたいと思う。

委員、いかがか。

【委員】 質問させていただいてよろしいか。この資料8で、先ほど事務局の方が、学年をわたって、25年度、24年度でわたって分析をされていたのはすごくいいことだと思うが、例えばこの解消した、取り組み中というものの中で、学年が変わっても継続してしまう、あるいは、今、小中一貫の教育を推進されている中で小学6年生から中学1年生とあったけれども、各小学校から子供が集まってくるが、例えば特定の子がいじめられてしまうのか、いじめられる側がやはりいじめてしまう環境をつくってしまうのか、そういった継続の状況だとか環境の状況というのは何か分析されているようだったら教えていただきたいと思うが、いかがだろうか。

【事務局】 一概にこうだからというところは、分析としてはなかなか難しいところが正直ある。ただ、教育委員会としても、東京都の取り組みとともに「ふれあい月間」というのを設けて、6月、11月、2月にその月間はいじめ防止をしていこうというところを中心に学校でもやっていただいている。例えば6月で上がってきたケースについては、またその後11月に、どのような状況にあるかといったところは学校と一緒に連携しながら対応を図っている。

さらに、先ほど委員からもあったが、「解消した」と両者とも、心身ともに健康になって学校に通えているという状況になったとしても、やはり学校の先生方は、継続して、起こったことに関しては注視していると捉えているところである。

以上である。

【委員】 分析はすごく大変なことは承知しているが、個々の状況が分かると、重点的に、対応策が出ると思うので、努力していただけるといい。我々も努力しなければならないというふうに思う。

以上である。ありがとう。

【委員長】 では、ネットの関係も出ているので、今日、メインテーマになりつつあるインターネットやSNSという、いわゆるいじめの状況が、これまでお話しいただいたように実態がなかなか見えにくいということについて、今後どういうふうに取り組んでいったらいいかというのを、この支援チームの中で、一定程度、提言できればいいと思う。今日ということではなくていいが、継続的、集中的にやっていくということで、ぜひ形にしたいと私は思う。その前段で補足説明を事務局からしていただければと思う。

【事務局】 委員長、事務局である。平成26年3月に内閣府が調査結果を出しているものがある。

【委員長】 何の調査か。

【事務局】 平成25年度青少年のインターネット利用環境実態調査というものを内閣府が行っている。練馬区の実態ではないので、資料として用意していないのだが、ちょっと口頭でお話をさせていただきたいと思う。

これは小学校の5年生から高校生までというところで調査をしている中で、スマートフォンの所有率だが、平成25年度の小学生は13.6%あると言っている。平成24年度は7.6%であったという結果が出ている。さらにその前の年の平成23年度についてはゼロである。調査対象が絞られているが、年々増えてきている。

中学生については、スマートフォンの所有が、平成23年度は5.4%であったが、平成24年度は25.3%、そして、平成25年度は47.4%と、飛躍的にスマートフォンの所有率が上昇していることがこの調査から分かる。

それ以外にも子供向けのスマートフォンや、子供向け携帯電話、その他の携帯電話というものがあり、それらを含めると所有率はもっと上がっていく。練馬区としては、先ほどの資料で示させていただいたとおりのところである。

さらに利用状況は、委員長から指摘があったが、SNS等のコミュニティ、コミュニケーションのこれらの利用状況であるが、中学生は、平成24年度は11.6%の子がSNSを使用している。平成25年度は23.7%の中学生が使用しているという結果が出ている。倍に増えてきているということから、平成26年度はさらに全国的には増えると予測する。

さらに、チャット等のコミュニケーションは、平成24年度、7.3%だったのが、平成25年度は23.1%で、3倍以上に増えている。

さらにお伝えしておきたいことは、インターネット上のトラブルの経験である。一番多いのが「チェーンメールを送られたことがある」というのが回答としては多くなっている。例えば「SNS等で知り合った人とのやりとりというところでのトラブル」は、平成24年度が9.4%だったのが、25年度は13.6%に4ポイントほど増加し、また、「悪口や嫌がらせのメールを送られた」というのが、調査対象からすると、これは高校生まで入るので、3.8%ぐらいであるということである。

それから、保護者にも調査をとって、保護者と小学生、中学生、高校生の意識の差というのが実は出ているというものを表すものがある。インターネット上のトラブルなどの経験を青少年と保護者と比較したものがある。小学生の4.8%に「トラブルがあった」と言っているのだが、保護者は11.2%に「トラブルがあった」と言っている。つまり、小学生が思うより、保護者はもっと遭っていると思っている。それから、中学生についても、32.9%が「トラブルに遭った」と言っているのが、保護者は38.8%が「トラブルに遭った」というふうに思っている。

これが高校生になると、高校生自身は59.7%が「トラブルに遭った」と言っているのだが、保護者は逆に、50.3%に減っているというのがある。つまり、小学校、中学校は、保護者は心配して、トラブルがあったのではないかと思っている割合が高くなっている。

さらに、インターネット啓発に関する学習経験を聞いているデータがある。この中で、「どのようなものが役立ったか」という質問に対し、「学校で配布された啓発資料で知った」、「学校の保護者会などで説明を受けた」という回答が一番多い。

「テレビや本、パンフレットで知った」というよりも、10ポイント以上、実は学校で知るといほうが高い。さまざまな場面で知るとい機会があるが、学校からの情報発信がやはり保護者には一番届きやすい状況にある。

これらの調査を練馬区としても生かしながら、どのように取り組んでいくかということもぜひ検討していただけたらと思っている。

以上である。

【委員長】 さて、次回に向けて、このインターネットをはじめとしたこのいじめの潜在化している部分をもう少し練馬区として、実態を把握した方がいいのではないかという思いがある。また議会からも、やはり保護者と協力をして家庭できちんと使い方をルール化

すべきではないかと、そういう強いご意見もいただいた。なかなかこれはできるようにするのは難しいのではあるが、そこまでやるのがいいののかも含めて、議論がやはり必要と思うので、ぜひ次回この辺を集中的に議論したいと思う。

今お読みいただいた内閣府の資料なども、後でお送りすることはできないか。

【事務局】 できる。

【委員長】 ご参考までにお送りをして、それをご参考にしていただければと思っている。皆様方、どうだろうか。ご意見出していただいたと思うのだけれども、この携帯スマートフォンあるいはSNSだとか。チャットよりもLINEの方が今すごいのではないか。

【事務局】 よろしいだろうか。あと、ゲーム機、それから、音楽を聞くポータブルプレーヤーもインターネットに接続されているので、そちらでも書き込んだり、人とつながったりということが可能になっている。

【委員長】 我々大人の方が分からない。子供のほうが進んでしまっていて、そこでトラブルが起きて、大人は、本当についていけないというのが正直言って、最悪である。学校現場では、校長先生たち、子供のそういうのはどうなのか。

【委員】 いや、今おっしゃったように、やはり学校から啓発するのが多いと私も思う。保護者もその時は真剣に聞く。だから、やはりある先生たちは、総合的な学習の時間でそれを扱って指導している。やはり発信したり、子供に教えていかないと、本当に後になって被害が大きくなるということがあるので、総合的な学習の時間で学習したことを公開する。情報モラル教育だけではなくて、学習の場が必要である。やはり学校から情報発信していくということが非常に大事なことかなというふうに思い直した。感想である。

【委員長】 委員、やはり中学生はほとんど持っているというふうに見た方がいいのではないか。

【委員】 ほとんど持っていると思う。スマートフォンでなくても携帯は所持している。色々なトラブルが起きているのは事実である。生活指導主任会で報告されるトラブルの中で最も多いのは、SNSやラインの書き込みのトラブルである。保護者の方の38.8%という方が、子供よりも多くトラブルがあると感じている。逆に6割の方はおそらく内容をご存じないのかもしれない。本当はもっとトラブルが多いが、そこら辺のことは把握してないと感じる。

情報モラルの講習会をやってもやはり保護者の方をどれだけ呼べるかというところが、今の一番大きな課題で、もっと発信していかないといけない。

【委員長】 さっき委員から、せっかく情報モラル講習会をやっているのだけれども、保護者の出席が悪いということなので、何か工夫していくということも必要だ。保護者の皆さん方が関心をもって子供と接してくれなければ、学校だけではなかなかこの問題は解決しない。やはり協力し合いながらやっていかななくてはいけない。その協力の仕組み、そういうものをつくっていくというところも必要だと思う。その上で、ルールづくりがどうしても必要なんだというふうになれば、それはそれで、この対応支援チームとして発信していくということも最終的には必要になるかもしれない。

副委員長、この辺のところは今どんな状況か。

【副委員長】 最近、LINEによるいじめについての議論がある。LINEそのものがいじめではない。LINE外しによって、そのきっかけとなっていじめが起きる。学校の人間関係とLINEにおける人間関係がリンクしている。

ネット上の問題であるから、ネットで配信するのが一番効果ある。添付メールとか、全ての保護者に送ることが可能かどうか分からないが、そのルールづくりのマニュアルみたいなものを送るという方法も考えられる。

いじめの状況だが、小学校で大きな変動が起きている。かつては、小6がピークだったのが、現在は小4がピークになってきている。小3、小4をターゲットにしたいじめ対応というのがこれから非常に問われる。小学校中学年に対応したいじめ対策、これなども全国的にこれから考えていくことが必要だと思う。

【委員長】 ありがとう。

今あった情報モラル講習会は何年生、やっているのか。

【委員】 事業としては、小5、中2で行うことになっているが、学校によって全学年対象の学校もあれば、小学校では高学年対象にしている学校もあるし、学校で判断している。

【委員長】 なるほど。

他の皆様方、この問題に関してどうか。

【委員】 よろしいか。今の点についてご質問をさせていただく。全学年対象にしてよろしいということか。本校は中学2年生対象で、情報モラル講習会をやっているが、できれば全学年でやりたいと思っている。急に今年というのは無理だと思うが。

【事務局】 よろしいだろうか。毎年やることは、1回はまずは可能だと思うのだけれども、その後、次の年にやった時に、また去年と同じ内容かというところで、中学校1年生と3年生の内容を系統立てて行っていくか考え、分けて行っていないと、いつも同じ内

容だと子供たちもまたこの内容かというところで飽きてしまう。指導の効果の面から、それこそ学年というのは分けてやる方が効果あるとは考える。ただ、その実施学年については、中学生については1年生でやった方がいいのではないかというような意見も学校から聞く。

【委員】 今年度も講師の先生には、去年と違う内容で、さらに最近の課題、そうしたものを具体的に出して、子供たち、保護者たちに伝えてほしいということで、全く去年と同じ内容ではないということをお願いしてやっている。

【委員】 よろしいだろうか。

【委員長】 はい。

【委員】 例えば練馬区の呼んでいただいた講師の先生は、毎年新しいことをお話ししていただける。なかなか他の機関では、古いDVDをまた持ってこられたりとかというものあたりするのだが、すごく早い対応をして、内容をお話ししていただけるので、できれば毎年全学年受けさせたいなと思っていた。

すまない。ちょっと話をまた別のことでお伺いしたいのだけれども、今ちょっと考えていて、保護者にインターネット等で情報モラルに関して周知する方法がいいというお話だったけれども、例えば安全・安心メールなどでメールマガジンのようなものは配信してもよろしいのだろうか。

【委員】 今、学校で入れているものであるか。

【委員】 そうである。

【委員】 今の運用はそこまで考えていないので、どうしようかなというのは検討させていただければなと思っている。我々も逆に、保護者の方にその意向を確認したいこともある。アンケート機能があるため、活用したいなとは思っている。防災だけではなくて、様々な想定にも使えるので、運用を考えていきたい。

【委員長】 では、検討項目に入れておいてもらおうか。

あと、毎月、いじめの調査とかアンケートをやっている。たまにはインターネットやこういう問題に限定したアンケートというのでもいいのではないか。

【事務局】 各学校のアンケートを今後、また、集約をしていこうかと思っている。毎月どのようなことをやっているかと。毎月同じ項目でアンケートを実施していくと、子供たちが、「このぐらいでいいか」というような真剣に取り組まないところも出てくる可能性もあるかという指摘があった。

例えば月毎に、「インターネットについて」「いじめについて」とか、項目を織り込んでいく。ただ、いつでも情報発信はできるような形にしていかなければいけないと思っている。つまり、全くインターネットだけに絞ったものを、この月にやってしまうと、本来、他のいじめを受けていた者が言えない。

【委員長】 その月はあらわれていない。

【事務局】 そうである。そうなってしまったのは子供たちにマイナスかと思うので、そのあたりは学校で今どんな取り組みを具体的にされているかを、こちらでまた分析させていただきながら、学校に情報提供していったり、よりよいアンケートになるために、記名、無記名とかいろんな方法もあろうかと思うので、そのあたりも精査、検討してまいりたいと思う。

【委員長】 いずれにしても、大変大きな問題として提起されたと思っている。次回に向けてそれぞれ各委員さんが、いろんな情報を収集していただいて、次回には、今日出た意見を整理し一歩進んだ、議論ができればありがたいなと思っている。ぜひその辺よろしくお願いしたい。

それでは、そろそろ時間が迫ってきたが、もう一つ、今年度の練馬区いじめ一掃プロジェクトの実施要綱ができていますので、すまないが、ポイントだけお願いします。

【事務局】 ポイントを絞ってお話をさせていただく。練馬区いじめ一掃プロジェクト実施要綱をご覧ください。資料11である。

目的はご覧のとおりである。

3番の実施事業をご覧ください。

(1) 今回は「練馬区いじめ防止標語」を募集する。今年の防止標語なので、来年は、基本的にはポスター、そして、メッセージ、そして、昨年度やったシンボルマークという内容で、文章であらわすものと、絵などの表現方法で行っている。

提出方法は、各学校で取り組んでいただいた後に選定し、各学校から小学校の1・2・3年生、4・5・6年生、そして、中学校という形で、10点ずつ出していただいているところである。

をご覧ください。選考および表彰である。小学校1・2・3年の部というような、ア、イ、ウに部が分かれているが、各部で最優秀を1点、そして、優秀を3点、入選を6点という形で行っている。

次に「いじめ一掃取組月間」についてである。実施期間は11月1日から11月30日

までとなっている。ここを先ほどお話しをした東京都が言っている「ふれあい月間（いじめ防止強化）月間」と併せて行うということである。

実施内容は、こちらに書いてあるアからカの取組である。アについては、大きく3点の取組。授業・保育部門で取り組む。また、児童会・生徒会部門、そして、保護者・地域との連携部門という3つの部門で分けている。

それから、いじめアンケートの実施とか、それから、ネットいじめについても働きかけるといようなところを書いている。

続いて(3)「平成26年度いじめ防止実践事例発表会」というものの開催である。

開催日時は、平成27年1月26日月曜日。16時から17時を予定している。

文化センターの小ホールで行う予定となっている。

こちらでは、先ほどお話しした標語の表彰、それから、内容の である。アで表彰して、イで実践事例の取組を行うところである。

最後のページをご覧ください。今後のスケジュールを示してある。

また、資料12をご覧ください。これが昨年度行った報告である。昨年度は、地域保護者の方、122人来ていただいた。それら含めて、全てで315人、来ていただいて、この報告会を行った。こちらにあるようなシンボルマークが、各学校でポスターとして張られているかと思う。これらをシンボルマークとしている。

また、裏面をご覧ください。いじめ一掃月間の取組ということで、本年度も表彰して、そして、実践事例発表を行う。

実践事例発表は、各部門、3部門あって、そこで昨年度は5つの報告をいただいた。昨年度、この委員会で、この報告をもっと増やしたほうがいいのではないかと提案があった。各学校(園)で取り組んでいるところを広く周知していくことで、各学校(園)の取組に参考になる部分があるのではないかというご意見をいただいている。そのあたりをご協議いただければありがたいと思っている。

以上である。

【委員長】 毎年行っているのだけれども、例えば去年、会場を広くして、大勢集まってもらえるよう変えた。今、事務局からあったように、どうしても1時間の時間の中で、表彰し実践の発表もするととなると、せっかくの実践の発表が短い時間でやりきれない。おさまらないということがあったので、事務局としては、表彰の部分をコンパクトにして、代表の方に表彰をさせていただく。その上でやはり実践事例発表をもうちょっと増やして、

時間を増やして、皆さんに聞いていただいて参考にしてもらった方がいいのではないかと
いうふうに思っている。そういう方法で、平成27年1月26日に実施したいと思うが、
よろしいだろうか。

あと、何か気がついたことはあるか。

ぜひ保護者の皆様方にも参加していただきたいと思う。各P連の方で、PRしていただ
ければありがたいなと思っている。

では、事務局、こういう形でいくということによろしいか。

【事務局】 はい。

【委員長】 今、机上に内閣府の資料ができたみたいなので、これをぜひ、先ほど口頭で
説明はあったが、ぜひご参考にさせていただいて、次回の議論に役立てていただければな
というふうに思っている。

それでは、駆け足で大変申し訳ない。次回について事務局。

【事務局】 委員長と副委員長のご予定だと、12月17日、18日については、設定が
可能ではないかというところの調整はしているので、後ほど委員の方には確認をさせてい
ただく。今日のうちにご返事いただける方は、帰りがけに教えていただければと思う。

【委員長】 では、そういうことであるので、事務局までお申し出をいただければと思う。

【事務局】 今日の段階ではまだ決定ではないということで、改めてご連絡させていただ
く。

【委員長】 では、全体を通して、各委員の皆様方、何かないだろうか。

今回はぜひインターネット関係を中心に議論を深められるといいかなと思っているので、
よろしくお願ひしたいと思う。

幸いなことに今のところ、重大事件というのは起きていないということで、特別チーム
を編成するには至っていないけれども、いつ何時、そういうことが起きないとも限らない。
私たちはこのいじめ問題で一番恐れているのは、やはり慣れとか、日常に埋没してしまう
ことを一番心配をしている。今日、この会議を契機として、それぞれの各立場でいろい
ろな問題を改めて考えて検討していただければありがたい。我々も一緒にチームでやってい
きたいと思っている。

では、お忙しいところありがとう。これで終了とさせていただきます。

了